令和3年1月22日

申請	マリケノフ吸 7 流 500…	申請	会和2年3月16日	申請	カップリッド人民会社
品目	アリケイス吸入液 590mg	年月日	令和2年3月16日	者名	インスメッド合同会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名/開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目	なし	なし

競合品を選定した理由

これらのことより、その効能及び効果、薬理作用、投与剤型等からみて、本邦では承認された競合品は存在しないと考える。

令和3年1月22日

申請	ジカトルテープ 75 mg	申請	△和2年2日27日	申請	久光製薬株式会社
品目	ングトルアーフ 75 mg	年月日	令和 2 年 2 月 27 日 	者名	久光製薬株式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目1	アセリオ静注液 1000mg バッグ	テルモ株式会社
競合品目 2	カロナール錠 200	あゆみ製薬株式会社
	カロナール錠 300	
	カロナール錠 500	
	カロナール細粒 20%	
	カロナール細粒 50%	
	カロナール原末	
競合品目3	ロピオン静注 50mg	科研製薬株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目はジクロフェナクナトリウムを有効成分とする経皮吸収型製剤で、申請時の効能・効果は「疼痛を伴う各種癌における鎮痛」である。

本申請品目同様にがん疼痛に対する効能・効果を有する非オピオイド鎮痛薬として、アセトアミノフェン、フルルビプロフェンアキセチル、ケトプロフェンがある。これらのうち、がん疼痛に対する売上高の上位 3 品目を本申請品目の競合品目として上記のとおり選定した。(Copyright © 2020 IQVIA. MDI 2019 年 1 月~2019 年 12 月の集計データをもとに自社推計、無断転載禁止)

令和3年1月27日

申請	アキュミン静注	申請	令和 2 年 3 月 23 日	申請	日本メジフィジックス株式
品目	アキュミン静注	年月日	竹仙 2 牛 3 月 23 日 	者名	会社

薬事分科会審議参加規程における,上記申請品目に係る競合品目,競合企業及びその選定理由は以下のとおりです.

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目1	フルデオキシグルコース(¹⁸ F)静注「FRI」	富士フイルム富山化学株式会社
競合品目 2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由

申請品目は「初発の悪性神経膠腫が疑われる患者における腫瘍の可視化 ただし、磁気共鳴コンピューター断層撮影検査による腫瘍摘出計画時における腫瘍摘出範囲の決定の補助に用いる.」を効能・効果とし、アミノ酸代謝の亢進している腫瘍に集積してガンマ線を放出する、ポジトロン断層撮影用の放射性医薬品である。同様の効能・効果「脳腫瘍(他の検査、画像診断により転移・再発の診断が確定できない場合)の診断」を有するフルデオキシグルコース(18F)注射液のうち、自社製品を除いたものを選定した.

令和3年1月15日

申請	ガラナ ロ町人 中下分	申 請	△和○年4日17日	申請	ヤンセンファーマ
品目	ダラキューロ配合皮下注	年月日	令和2年4月17日	者名	株式会社

薬事分科会審議参加規定における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその 選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	レブラミドカプセル 2.5 mg, 同カプセル 5 mg	セルジーン株式会社
競合品目 2	ポマリストカプセル 1 mg, 同カプセル 2 mg, 同カプセル 3 mg, 同カプセル 4 mg	セルジーン株式会社
競合品目 3	エムプリシティ点滴静注用 300 mg, 同点滴静注用 400 mg	ブリストル・マイヤーズ スクイブ 株式会社

競合品目を選定した理由

本品目の申請効能・効果は、多発性骨髄腫である。

多発性骨髄腫を適応症に含む品目のうち、自社製品である「ダラザレックス点滴静注 100mg/400mg」及び「ベルケイド注射用 3 mg」を除いた、売上上位 3 品目を、競合品目として選定した。

検討した品目を以下に示す。

レブラミドカプセル 2.5 mg/5 mg、ポマリストカプセル 1 mg/2 mg/3 mg/4 mg、エムプリシティ点滴静注用 300 mg/400 mg、カイプロリス点滴静注用 10 mg/40 mg、ニンラーロカプセル 2.3 mg/3 mg/4 mg、サレドカプセル 25/50/100、ファリーダックカプセル 10 mg/15 mg

*JPM 2019 年 12 月 MAT をもとに作成(Copyright © 2020 IQVIA. 無断転載禁止)。

令和3年1月21日

田 語	ベネクレクスタ錠 10mg, ベネクレクスタ錠 50mg, ベネクレクスタ錠 100mg	田 #吾	令和 2 年 6 月 29 日	申請者名	アッヴィ合同会社
-----	--	------	-----------------	------	----------

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下の とおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目1	ゾスパタ錠 40mg	アステラス製薬株式会社
競合品目 2	エトポシド点滴静注液 100mg「サンド」	サンド株式会社
競合品目3	オンコビン注射用 1mg	日本化薬株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目は、強力かつ選択的に BCL-2 (B-cell lymphoma-2) を阻害する経口剤であり、本申請は 急性骨髄性白血病 (AML) を適応症として追加する一変申請である。現在国内で AML を含む急性 白血病の効能効果で承認されている競合品目の候補として、アクラルビシン塩酸塩、シタラビン、シタラビン オクホスファート水和物、ダウノルビシン塩酸塩、エトポシド、メルカプトプリン水 和物、フルダラビンリン酸エステル、イダルビシン塩酸塩、ゲムツズマブオゾガマイシン(遺伝子組換え)、ミトキサントロン塩酸塩、ビンクリスチン硫酸塩、キザルチニブ塩酸塩、ビンデシン硫酸塩及びギルテリチニブフマル酸塩がある。

上記薬剤の中で同種造血幹細胞移植の前治療に用いられるフルダラビンリン酸エステル及び、併用薬である低用量シタラビン(キロサイド注)を除き、売り上げ上位3品目は、ゾスパタ錠40mg、エトポシド点滴静注液100mg「サンド」、及びオンコビン注射用1mgである。上記3品目を競合品目として選定した。

引用元データ: IQVIA, JPM 2020 年 9 月 MAT をもとに作成

Copyright© 2020 IQVIA 無断転載禁止

令和3年1月22日

申請	ポライビー点滴静注用 140mg	申請	令和 2 年 6 月 29 日	申請	中外製薬株式会社
品目	ポライビー点滴静注用 30mg	年月日	令和 2 年 7 月 30 日	者名	中外表条体式云社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	キムリア点滴静注	ノバルティスファーマ株式会社
競合品目2	カルボプラチン点滴静注液50mg「NK」, 150mg「NK」, 450mg「NK」	マイラン製薬株式会社
競合品目3	ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」, 1g「ヤクルト」	高田製薬株式会社

競合品目を選定した理由

本剤(ポラツズマブ ベドチン(遺伝子組換え))は、抗ヒト CD79b 抗体と有糸分裂阻害薬を結合させた抗体薬物複合体であり、B 細胞性腫瘍細胞を標的としている。本申請は「再発又は難治性のびまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫(DLBCL)」に対する製造販売承認申請である。

本剤の初回上市時予定対象疾患である再発又は難治性の DLBCL の薬物治療においては、多剤併用療法が施行されており、その中で抗悪性腫瘍剤および再生医療等製品として分類されるもののうち売り上げ上位 3 剤としてキムリア点滴静注、カルボプラチン「NK」およびゲムシタビン「ヤクルト」を選定した(Copyright ©2020 IQVIA. /JPM 2020 年 1-9 月データを元に作成/無断転載禁止)。なお、DLBCL 治療において最も汎用されるリツキシマブは、本剤の併用薬であることから上記の選定からは除外した。

令和3年1月20日

申請	レンビマカプセル4mg,	申 請	令和2年7月30日	申請	エーザイ株式会社
品目	同カプセル 10 mg	年月日	市和 2 平 7 月 30 日	者名	エーサイ体八云社

薬事分科会審議参加規程における,上記申請品目に係る競合品目,競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競 合 企 業 名
競合品目1	該当なし	
競合品目 2	該当なし	
競合品目3	該当なし	

競合品目を選定した理由

本申請品目の予定効能・効果は「切除不能な胸腺癌」である。本邦にて「胸腺癌」に対して承認されている医薬品はないため、競合品目は該当なしとした。

以上

令和3年1月15日

申請	ペマジール錠	申請	令和2年9月14日	申請	インサイト・バイオサイエン
品目	4.5 mg	年月日	令和2年9月14日	者名	シズ・ジャパン合同会社

薬事分科会審議参加規定における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
兹入日日 1	ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」/	高田製薬株式会社
競合品目 1 	同1g「ヤクルト」	
兹人日日 2	シスプラチン点滴静注 10mg「マルコ」/同	日医工ファーマ株式会社
競合品目2	25mg「マルコ」/同 50mg「マルコ」	
競合品目3	エスワンタイホウ配合 OD 錠 T20/同 T25	岡山大鵬薬品工業株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目は、線維芽細胞増殖因子受容体(FGFR)1,2及び3に対する選択的低分子阻害剤である。本申請品目の予定される効能又は効果は、がん化学療法後に増悪したFGFR2融合遺伝子陽性の治癒切除不能な胆道癌である。現在、本邦ではFGFR2融合遺伝子又はFGFR2遺伝子の再構成を有する胆道癌を含め、FGFR1,2,及び3遺伝子異常を標的とした抗癌剤は承認されていない。

胆道癌に適応を有する既承認薬として、ゲムシタビン、シスプラチン及びテガフール・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤が併用療法により使用されているが、いずれも殺細胞系の抗癌剤であり、診療ガイドラインで推奨されていることから、競合品目として選定した。なお、選定に当たっては先発品及び後発品を含め売上上位3位以内の品目を選定した。

令和 3 年 1 月 26 日

	アダリムマブ BS 皮下注 20mg シリンジ 0.2mL「MA」				
申請	アダリムマブ BS 皮下注 40mg シリンジ 0.4mL「MA」	申請	令和2年	申請	社田制本州十入 县
品目	アダリムマブ BS 皮下注 80mg シリンジ 0.8mL「MA」	年月日	3月24日	者名	持田製薬株式会社
	アダリムマブ BS 皮下注 40mg ペン 0.4mL「MA」				

医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達における、上記申請品目に係る競合 品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
	ヒュミラ [®] 皮下注 20 mg シリンジ 0.2 mL	
	ヒュミラ [®] 皮下注 40 mg シリンジ 0.4 mL	
競合品目 1	ヒュミラ®皮下注 80 mg シリンジ 0.8 mL	アッヴィ合同会社
	ヒュミラ [®] 皮下注 40 mg ペン 0.4 mL	
	ヒュミラ [®] 皮下注 80 mg ペン 0.8 mL	
	アダリムマブ BS 皮下注 20 mg シリンジ 0.4 mL「FKB」	協和キリン富士フイルムバ
競合品目 2	アダリムマブ BS 皮下注 40 mg シリンジ 0.8 mL「FKB」	M和イリン菌エフィルムハ イオロジクス株式会社
	アダリムマブ BS 皮下注 40 mg ペン 0.8 mL「FKB」	イオロジグス体式芸社
	アダリムマブ BS 皮下注 20 mg シリンジ 0.4 mL「第一三共」	
競合品目 3	アダリムマブ BS 皮下注 40 mg シリンジ 0.8 mL「第一三共」	第一三共株式会社
	アダリムマブ BS 皮下注 40 mg ペン 0.8 mL「第一三共」	

競合品目を選定した理由

本申請品目の予定する効能・効果は、「関節リウマチ(関節の構造的損傷の防止を含む)」、「既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬」、「既存治療で効果不十分な強直性脊椎炎」、「既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎」、「既存治療で効果不十分な腸管型ベーチェット病」、「中等症又は重症の活動期にあるクローン病の寛解導入及び維持療法(既存治療で効果不十分な場合に限る)」および「中等症又は重症の潰瘍性大腸炎の治療(既存治療で効果不十分な場合に限る)」である。

本申請品目はヒュミラ*のバイオ後続品であることから、ヒュミラ*を競合品目 1、既承認のヒュミラ*のバイオ後続品であるアダリムマブ BS「FKB」およびアダリムマブ BS「第一三共」を競合品目 2 および競合品目 3 として選定した。

注) 競合企業名には、承認取得者を記載した。

令和3年2月1日

申請	・ミロン・エーゴ	申請	今 和 0 年 10 日 01 日	申請	日本イーライリリー
品目	ハリンチニノ	年月日	令和 2 年 12 月 21 日	者名	株式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	該当なし	該当なし
競合品目2	該当なし	該当なし
競合品目3	該当なし	該当なし

競合品目を選定した理由

同様の使用目的等で製品を開発中又は製造販売中の品目・企業は無いため。

令和3年1月29日

調査	トラスツズマブ(遺伝子組換え)	製造販売	中外製薬株式会社
品目		業者	

「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」における、上記調査品目に係る競合品目・競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名	競合企業名
		(製造販売元)
競合品目1	パクリタキセル注 30mg/5mL「NK」、同	日本化薬株式会社
	100mg/16.7mL 「NK」	
競合品目 2	カルボプラチン点滴静注液 50mg「NK」、同	マイラン製薬株式会社
	150mg「NK」、同 450mg「NK」	
競合品目3	シスプラチン点滴静注 10 mg「マルコ」、同 25	日医工ファーマ株式会社
	mg「マルコ」、同 50 mg「マルコ」	

競合品目を選定した理由

本申請品目の予定の効能及び効果は、「HER2 過剰発現が確認された治癒切除不能な進行・再発の唾液腺癌」である。

唾液腺癌は頭頸部がんに分類されており、本邦の診療ガイドラインにおいて、唾液腺癌において確立されたレジメンはないが、シスプラチン、シクロホスファミド、ドキソルビシン、パクリタキセル、ビンクリスチン、カルボプラチン等を使用したレジメンの治療効果が挙げられ、薬物療法を行うことも考慮されている。これらの剤(後発品を含む)のうち、頭頸部がんに対し適応を有しているシスプラチン、パクリタキセル、カルボプラチンについて、売り上げ上位の品目を競合品として選定した。

なお、ドセタキセルは申請予定の用法・用量における併用薬であるため競合品には含めなかった。

令和3年2月1日

申請品目	ニボルマブ(遺伝子組換え)	申請年月日	令和3年1月21日	申請者名	小野薬品工業株式会社
------	---------------	-------	-----------	------	------------

薬事分科会審議参加規定における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	エルプラット [®] 点滴静注液 50mg、同点滴静注液 100mg、同点滴静注液 200mg	株式会社ヤクルト本社
競合品目2	パクリタキセル注 30mg/5mL「NK」、同注 100mg/16.7mL「NK」	日本化薬株式会社
競合品目3	カルボプラチン点滴静注液 50mg「NK」、同点滴静 注液 150mg「NK」、同点滴静注液 450mg「NK」	マイラン製薬株式会社

競合品目を選定した理由

本申請品目はヒト PD-1 に対するヒト型抗ヒト PD-1 モノクローナル抗体である。本申請は、「原発不明癌」に対する希少疾病用医薬品の指定申請である。

当該申請と同様の効能・効果を有する市販品目はない。一方、日本における原発不明がんの診療ガイドラインでは、プラチナ製剤を含む併用化学療法が推奨されており、臨床現場ではプラチナ製剤とタキサン製剤の併用療法が頻用されている。プラチナ製剤を含む併用療法に用いられる医薬品(後発品を含む)の中から、2020年1月~12月の売上高*の高い順に、臨床現場での処方頻度を考慮のうえ、エルプラット®点滴静注用、パクリタキセル注及びカルボプラチン点滴静注液を競合品目として選定した。

[*: A Scope アドホックレポート(JPM)IMS に基づく(2021 年 1 月 28 日時点)]

令和3年 1月 28日

申請	レンバチニブメシル酸塩	申請	会和3年1月26日	申請	エーザイ株式会社
品目	レンハナーノメンル酸塩	年月日	令和3年1月26日	者名	エーサイ体式芸社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名	
競合品目1	パクリタキセル注30mg/5mL「NK」	日本化薬	
7九口 11 日 1	パクリタキセル注100mg/16.7mL「NK」	口平儿来	
	カルボプラチン点滴静注液50mg「NK」 5mL		
競合品目2	カルボプラチン点滴静注液150mg「NK」 15mL	日本化薬	
	カルボプラチン点滴静注液450mg「NK」 45mL		
	シスプラチン点滴静注10mg「マルコ」		
競合品目3	シスプラチン点滴静注25mg「マルコ」	日医工ファーマ	
	シスプラチン点滴静注50mg「マルコ」		

競合品目を選定した理由

本申請品目の予定効能・効果は「がん化学療法後に増悪した進行・再発の子宮体癌」である。当該効能・効果で承認等がされ、本邦の子宮体癌ガイドラインで使用を推奨又は考慮されている医薬品は、「シスプラチン」「カルボプラチン」「ドキソルビシン」「パクリタキセル」、であり、そのうちジェネリック医薬品も含め売上高の大きい上位3品目を競合品目1-3に選定した。

令和3年1月29日

申請	ペムブロリズマブ(遺伝子組	申請	令和 3 年 1 月2 6 日	申請	MCD ## + A #
品目	換え)	年月日	市和3 年1月2 0 日	者名	MSD 株式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目1	パクリタキセル注30mg/5mL、100mg/16.7mL 「NK」	日本化薬株式会社
競合品目2	ドキソルビシン塩酸塩注射用10mg、50mg「NK」	日本化薬株式会社
競合品目3	シスプラチン点滴静注10mg、25mg、50mg「マ ルコ」	株式会社ヤクルト本社

競合品目を選定した理由

本申請品目は、Program cell death-1 (PD-1) に対するヒト化モノクローナル抗体であり、「がん化学療法後に増悪した進行・再発の子宮体癌」を予定効能・効果とする。

本申請品目の競合品目として、本申請品目と同様の位置づけ(子宮体癌における化学療法後の治療)での使用が想定されるドキソルビシン、パクリタキセル、カルボプラチン、シスプラチン、ドセタキセルについて検討した。

このうち売上げで上位を占めたパクリタキセル、ドキソルビシン、シスプラチンのそれぞれ市場シェアが高いパクリタキセル注 30 mg/5 mL、100 mg/16.7 mL $\lceil \text{NK} \rceil$ 、ドキソルビシン塩酸塩注射用 10 mg、50 mg $\lceil \text{NK} \rceil$ 、シスプラチン点滴静注 10 mg、25 mg、50 mg $\lceil \text{vu}$ vu $\text{v$

令和3年1月29日

申請	. "1	申 請	A TH 2 F 1 H 20 H	申請	マュバーン投手入り
品目	sotorasib	年月日	令和3年1月28日	者名	アムジェン株式会社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名
競合品目 1	キイトルーダ点滴静注 100mg	MSD 株式会社
競合品目 2	テセントリク点滴静注 840mg、同 1200mg	中外製薬株式会社
競合品目 3	アリムタ注射用 100mg、同 500mg	日本イーライリリー株式会社

競合品目を選定した理由

本品目は KRAS G12C 変異タンパクを特異的かつ不可逆的に阻害する薬剤であり、予定される効能・効果は「KRAS G12C 変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」である。

現在、KRAS G12C 変異を有する進行・再発の非小細胞肺癌を標的とした治療薬は承認されておらず、また、発癌性 KRAS 変異が他の治療法が存在する遺伝子の発癌性変異と同時に生じることはまれであることから、通常はドライバー遺伝子変異/転座陰性の患者として、化学療法、免疫療法又は血管新生阻害薬による治療が行われる。肺癌診療ガイドライン 2020 年版を参照し、非小細胞肺癌に関する効能・効果を有する薬剤(キイトルーダ、オプジーボ、ヤーボイ、テセントリク、アバスチン、サイラムザ、アリムタ、ドセタキセル、カルボプラチン、シスプラチン)について、後発品もふくめ、競合品目として検討した。

これらの品目について、売上高等を踏まえ、①「キイトルーダ点滴静注 100mg」、②「テセントリク点滴静注 840mg、同 1200mg」、③「アリムタ注射用 100mg、同 500mg」を本品目の競合品目として選定した。

令和3年1月27日

申請	抗ヒト胸腺細胞ウマ免	申請	令和 2 年 11 月 30 日	申請	ファイザー性ポークサ
品目	疫グロブリン	年月日	74124117501	者名	ファイリー休氏去社

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販 売 名 / 開 発 名	競 合 企 業 名
競合品目1	サイモグロブリン点滴静注用 25mg	サノフィ株式会社
競合品目2	該当品目なし	
競合品目3	該当品目なし	

競合品目を選定した理由

本剤は、第36回医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議において医療上の必要性が高いと評価され、厚生労働省からの開発要請(平成30年11月12日付)を受け「中等症以上の再生不良性貧血」を予定効能・効果として開発中である。本剤はヒト胸腺リンパ球で免疫されたウマの過免疫血清から精製、濃縮、滅菌されたガンマグロブリン(主に単量体免疫グロブリンG)であり、強力なT細胞抑制作用を有し、患者体内で免疫抑制効果を発揮することによって再生不良性貧血の病態を改善することが期待される。

令和3年1月22日現在、本品目の予定効能・効果と同一の効能・効果を持つ既承認医薬品としてはサイモグロブリン点滴静注用25mg(有効成分名:抗ヒト胸腺細胞ウサギ免疫グロブリン)があり、作用機序および使用目的が本剤と同様であることから、競合品目として選定することとした。

他に「再生不良性貧血」を効能・効果とする既承認医薬品としてエルトロンボパグ オラミン、シクロスポリン、ロミプロスチム(遺伝子組換え)等があるが、いずれも本剤とは作用機序が異なることから競合品目としては選定しなかった。

以上より、本剤の競合品目としてサイモグロブリン点滴静注用 25mg のみを選定した。

令和3年1月27日

申請	Susoctocog alfa (INN)	申請	会和 2 任 11 日 25 日	申請	武田薬品工業株式会社
品目	Susoctocog alia (INN)	年月日	令和 2 年 11 月 25 日	者名	

薬事分科会審議参加規程における、上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選 定理由は以下のとおりです。

	販売名/開発名	競合企業名	
	ヘムライブラ®皮下注		
競合品目 1	30 mg / 60 mg / 90 mg / 105 mg / 150 mg	中外製薬株式会社	
	[一般名:エミシズマブ(遺伝子組換え)]		
	ノボセブン®HI 静注用		
	1 mg シリンジ/2 mg シリンジ/5 mg シリン	 ノボ ノルディスク ファーマ	
競合品目 2	ジ/8 mg シリンジ 株式会社		
	[一般名:エプタコグ アルファ(活性型)(遺		
	伝子組換え)]		
	バイクロット®配合静注用		
競合品目3	(一般名:乾燥濃縮人血液凝固第 X 因子加活性	KM バイオロジクス株式会社	
	化第VII因子)		

競合品目を選定した理由

本剤は、「後天性血友病 A 患者における出血抑制」を予定する効能又は効果として申請する計画である。

へムライブラ皮下注は、抗血液凝固第 IXa/X 因子ヒト化二重特異性モノクローナル抗体で、血液凝固第 VIII 因子機能代替製剤である。本製剤はすでにインヒビターの有無によらず先天性血液凝固第 VIII 因子欠乏患者における出血傾向の抑制に効能・効果があり製造販売されている。本剤は後天性血友病 A に対する出血抑制効果も期待され、昨年 5 月(予測)より臨床研究が進められている(ClinicalTrials.gov NCT04188639)ことから競合品として選定した。

ノボセブン HI 静注用及びバイックロット配合静注用はともにバイパス製剤で後天性血友病 A 患者の出血抑制として用いられていることから競合品として選定した。

影響企業リスト

令和3年1月26日

申請	二 万 力 A A A A +l	申請	△和二年7日0 0日	申請	富士フイルム富山化学
品目	テクネ MAA キット	年月日	令和元年7月26日	者名	株式会社

薬事分科会審議参加規程における、当該審議により影響をうける企業を記載して下さい。 影響を受ける企業の数が3社を超える場合には、その影響の大きい上位3社について記載して下さい。

	販 売 名 / 開 発 名	影 響 企 業 名
1	該当なし	該当なし
2	該当なし	該当なし
3	該当なし	該当なし

	影響企業を選定した理由					
1	│ ├テクネ MAA キットは肺シンチグラムによる肺血流分布異常部位の診断を効能効果として					
2	おり、同様の効能効果を有する薬剤は存在しないことから競合品目は無しとした。					
3	あり、回様の効能効果を有りる案別は存在しないことがら脱音品目は無しとした。					

影響企業リスト

令和3年1月27日

申請	アキュミン静注	申請	△和○左○日○○□	申請	日本メジフィジックス株
品目		年月日	令和 2 年 3 月 23 日 	者名	式会社

薬事分科会審議参加規程における、当該審議により影響をうける企業を記載して下さい。 影響を受ける企業の数が3社を超える場合には、その影響の大きい上位3社について記載して下さい。

	販売名/開発名	影 響 企 業 名
1	フルデオキシグルコース(18F)静注「FRI」	富士フイルム富山化学株式会社
2		
3		

	影響企業を選定した理由
1	申請品目は「初発の悪性神経膠腫が疑われる患者における腫瘍の可視化ただし、
2	磁気共鳴コンピューター断層撮影検査による腫瘍摘出計画時における腫瘍摘出範囲の
	決定の補助に用いる. 」を効能・効果とし, アミノ酸代謝の亢進している腫瘍に集積してガ
	ンマ線を放出する、ポジトロン断層撮影用の放射性医薬品である. 同様の効能・効果「脳
3	腫瘍(他の検査,画像診断により転移・再発の診断が確定できない場合)の診断」を有す
	るフルデオキシグルコース(18F)注射液のうち、自社製品を除いたものを選定した.